15　施行令第二十七条の五第二項第十号ロに規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号ロに規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用する権利で受託者が対価を支払つて当該法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

16　施行令第二十七条の五第二項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る特定新事業開拓事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

17　施行令第二十七条の五第二項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究が成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当する旨

三　当該試験研究の実施期間

四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

五　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

六　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

18　施行令第二十七条の五第二項第十二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第十二号に規定する他の者（第二十一項第九号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

19　施行令第二十七条の五第二項第十三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の五第二項第十三号に規定する知的財産権（次号及び第二十二項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該法人が行う試験研究のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二　当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第二十七条の五第二項第九号に規定する中小事業者等（第二十二項において「中小事業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法

20　施行令第二十七条の五第三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一　施行令第二十七条の五第二項第一号に掲げる試験研究　法第四十二条の四の二第一項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第一号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長、同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額

二　施行令第二十七条の五第二項第七号に掲げる試験研究　法第四十二条の四の二第一項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額

三　施行令第二十七条の五第二項第十四号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち、法第四十二条の四の二第一項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの